

平成 31 年度子どもの健康づくり事業
「専門家・専門医による指導事業（健康課題解決）」実施要項

島根県教育庁保健体育課

1 趣旨

児童生徒の様々な健康課題に対応し、健康教育の充実を図るために、学校関係職員の研修会等へ専門医を派遣し、正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域保健との連携を図り、児童生徒の健康問題を地域全体で解決する機会を提供する。

2 事業の内容

学校保健関係職員の研修会等や、児童生徒保護者を対象とした保健講話の講師、事例検討会の指導助言者等として専門医を派遣する。

3 実施期間

平成 31 年 5 月 7 日から平成 32 年 2 月 29 日までの間とする。
(元号法(昭和 54 年法律第 43 号)第 1 項に基づく政令の施行後は、改元後の元号による。)

4 派遣する講師

原則として管内健康相談アドバイザーとして委嘱した医師とする。(隠岐教育事務所管内の学校については、希望する講師について保健体育課と事前に相談する。)

5 派遣時間

1 回につき **2 時間以内**とする。時間を超過する場合は、事前に保健体育課に相談する。

6 派遣する回数

事業全体で計 25 回程度とする。

7 派遣に係る経費（保健体育課が負担）

- (1) 報償費 6,300 円/時間（**2 時間まで**）
- (2) 旅 費 県の規定に基づき、全額負担する。

8 実施方法

- (1) 申 込 **実施計画書（様式 1）**を平成 31 年 4 月 26 日（金）までに保健体育課に直接申し込む。
- (2) 決 定 依頼内容等を考慮して派遣する講師等を決定し、所管する教育委員会を通じて通知する。
- (3) 報 告 **実施報告書（様式 2）**を終了後 **2 週間以内**に提出する。

